

東北大学（片平）情報通信国際共同研究拠点施設整備等事業  
入札説明書等に関する質問回答（2回目）  
3月10日実施個別対話における質問回答

令和4年4月7日

国立大学法人東北大学



①入札説明書に関する質問		質問箇所							質問内容	回答	
番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア			a
1	施設整備費の支払いスケジュール	42	別紙	2	(2)	1)	①			<p>「入札説明書等に関する質問回答(1回目) No.36」のご回答で、「全29回となるため、以下のとおりに修正します。以降第28回を令和21年9月、第29回(終回)を令和22年4月とする。」とありますが、施設整備費は年2回の元利均等返済方式で支払うとあるため、割賦の元利金は毎年10月(利息計算期間:4月1日～9月末日)と4月(利息計算期間:10月1日～3月末日)に大学から元利均等で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。※原文では、毎年9月と4月となっており、この場合、6ヶ月毎の元利均等返済方式となりません。</p> <p>また、一方で、入札説明書(P.43 2)①)では、3月分は3月31日(9月分は9月30日)の翌日から請求書を大学宛に送付し、大学は請求を受けた翌月末までに支払う旨の記載があります。この場合、実際の元利金支払いは、5月、11月になるとの理解でよろしいでしょうか。割賦に係る利息計算期間と実際の支払スケジュールについて、ご教示ください。</p>	<p>質問回答(1回目)の36番の回答は以下のとおり修正します。</p> <p>支払い月は、支払いに必要な書類すべてを本学が定める日までに提出した場合、第1回を令和8年4月、第2回を令和8年10月、以降第28回を令和21年10月、第29回(終回)を令和22年4月とします。</p> <p>なお入札説明書P43 2)①)については、支払時期として、請求を受けた翌月末までに支払うとしているもので5月、11月と定めているものではありません。</p>
2	事前調査業務	5	1	7	(4)	1)	①			<p>施設整備業務の一環として「事前調査業務」がございますが、いずれ事前調査についても事業者確定後での業務になると思います。1回目の質問No.2で回答頂いていますように既知の情報に基づく措置は別としても、事業者確定後に実際に調査せねば判明しないものは、現状判断出来ず、措置費用も見込むことが出来ません。1回目の質疑回答No.122、123の回答で詳細調査や措置費用が「事業者負担」とございますが、事前調査の結果、必要となる措置費用については、大学側負担も含め今後協議との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>原則として事業者負担とします。</p> <p>ただし、説明書等に提示している内容や条件等と著しく異なり、大幅なコスト増など本事業の実施に大きな影響がある場合は、協議するものとします。</p> <p>なお、予定事業費には提示している土壌汚染調査結果報告書(土壌汚染状況調査計画書(案)、地歴調査業務報告書)を参考に汚染土処分として500m<sup>3</sup>を見込んでいます。</p>

③要求水準書 本文に関する質問		質問箇所							質問内容	回答	
番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア			a
3	警報の移報等	30		4	3	2	1	ア		「新2号館にて、本館からの警報の移報等を含め、機器類の運転・監視等を一元化して行えるように計画する。管理室については、事業者（業務従事者等）が本事業の維持管理、運營業務のために無償で使用できるものとする。」とあります。現在は1号館で警報の移報を受けているようですが、当該システムは廃止するとの理解で宜しいでしょうか。	廃止しません。
4	出入りする者の監視	64		7	3	2				「管理室で、所内に入出入りする者の監視を行う。」とあります。現在平日日中時間帯については、本館及び2号館で出入り監視は無人対応による実施ですが、引き続き、当該時間は配置しないという理解でよろしいでしょうか。	原則、要求水準書のとおりとします。具体的な運用方法等については運用時に協議します。
5	鍵の貸出、授受等	64		7	3	4				「鍵の貸出、授受等を行う。」とあります。現在平日日中時間帯については、本館及び2号館で警備員による鍵の貸出、授受等は行われていないようですが、本事業についても同じやり方でよろしいでしょうか。	原則、要求水準書のとおりとします。具体的な運用方法等については運用時に協議します。
6	本館受変電設備の絶縁監視装置設置有無									本館の受変電設備に絶縁監視装置は設置されているでしょうか。	設置されています。
7	レンタルラボ入居者が使用できる研究設備の有無	66	4	2	(3)					レンタルラボ入居者が大学内に設置されている研究設備について使用（無償・有償）できる機器はありますか。入居者募集する上で、研究機器が使用できることは、入居率向上に繋がります。	使用できる機器はあります。東北大学テクニカルサポートセンターHPを参照ください。 <a href="https://tsc.tohoku.ac.jp/">https://tsc.tohoku.ac.jp/</a>

③要求水準書 本文に関する質問		質問箇所							質問内容	回答	
番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア			a
8	本館の維持管理開始に向けた確認	6	1	2	(4)					本館の維持管理業務を引き継ぐに際して、現状の設備点検、清掃、警備状況等を確認した上で実施内容に不備・不足等が確認できた場合、貴学側にて不備・不足等に対して対応頂けるという認識でよろしいでしょうか。	現状の運営において特に不備・不足等は生じていないと認識しています。 現状を上回る対応については事業者提案によります。
9	レンタルラボの管理規約	66	4	2	(3)					レンタルラボの管理規約については、貴学側にて整備するという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案及び大学との協議によります。
10	レンタルラボの排出物の処理	66	4	2	(3)					レンタルラボから排出される薬液、試験備消耗品等特殊なものについては、入居者側が自ら排出事業者として処分・手続きするという理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。

④要求水準書 別表等に関する質問		質問箇所						質問内容	回答
番号	質問項目	別表 番号	資料 番号	参考 図等	○ 枚目	上段 中段 下段	-		
11	共同溝位置図		15					2号館に接続している共同溝について詳細資料を配布願えないでしょうか。(接続箇所詳細、共同溝断面・幅・高さや地上深さが分かる資料)	詳細な資料が無いため、現地で確認をお願いします。

⑥基本協定書案に関する質問		質問箇所						質問内容	回答
番号	質問項目	頁	条	項	号	別紙 番号	-		
12	事業契約不調の場合の処理	3	8	1				契約の締結に至らなかった場合における既支出費用の負担につきまして、契約不成立が貴学の帰責事由による場合は協議に応じていただけないでしょうか。	条文のとおりとします。
13	事業契約不調の場合の処理	3	8	3				本項における違約金の支払義務者は「乙」ではなく「乙のうち当該各号の一に該当する者」と定められておりますが、本項は第2条第3項が定める「本基本協定に別段の定めがある場合」と理解してよろしいでしょうか。	よろしいです。
14	事業契約不調の場合の処理	3	8	3				仮に本項により契約が締結されないこととなった場合、違約金は本項が定める割合となり、本条第1項の違約金を重ねて請求されることはないとの認識でよろしいでしょうか。	8条3項は、事業契約の締結の有無にかかわらず、同項各号の一に該当する者が支払う違約金であり、8条1項は事業予定者又は乙の帰責事由により事業契約の締結に至らなかった場合の違約金です。事由が異なることから、それぞれに該当すれば、それぞれの違約金が請求されます。
15	秘密保持	4	9					本条ただし書の対象に公認会計士等の専門家が含まれておりませんが、これらの法律上守秘義務を負う者に対して本事業に関する情報を開示しなければならない場合につきましては、「金融機関」に類するものとして合理的な範囲であれば別途の承諾なくして情報を開示できると理解してよろしいでしょうか。	専門家の範囲を特定できないため、本学の事前の承諾を得ることとします。

⑦事業契約書案に関する質問		質問箇所							質問内容	回答
番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙番号		
16	設計の変更	7	3		14	3			貴学にご負担を頂く、貴学の請求により設計変更を行う場合に生ずる追加費用には、ブレイクファンディングコストも含まれる理解にて宜しいでしょうか。	融資に係る金融費用については、合理的と認められる範囲で増加費用を大学が負担する考えでおります。
17	設計の完了	8	3		17	1			提出した基本設計図書及び実施設計図書にかかる貴学からの内容確認の結果は、書面での交付をお願いできますでしょうか。	書面を交付します。
18	建設場所の管理	10			23	3			本規定はこれらの追加費用が貴学の責に帰すべき事由により生じた場合、及び、第38条第3項等の他の条文にて当該追加費用の負担が定められている場合にまで適用されるものではないと理解してよろしいでしょうか。	建設工事の施工に関し、安全管理、資機材の管理は事業者が行うべきものであり、本学の責に帰すべき事由は想定されません。それ以外は規程とおりとします。
19	建設に伴う各種調査	10			24	3			本規定はこれらの追加費用が貴学の責に帰すべき事由により生じた場合（貴学から提供された調査の前提資料に誤りがあった場合等）にまで適用されるものではないと理解してよろしいでしょうか。	本学が提供した資料の誤りが早い段階で判明した場合、あるいは容易に判断できる場合を除き、適用されるものではないとしてよろしいです。
20	本施設の建設に伴う近隣対策	10			25	2			第59条や第79条の場合と同様、貴学も必要なご協力を行ってくださるとの理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
21	本施設の建設に伴う近隣対策	11			25	5			「本学が設定した条件」とは具体的に何を指すかご教示頂きたく存じます。	要求水準書を指します。
22	本施設の建設に伴う近隣対策	11			25	5			「直接起因する」か否かの判断にあたっては、貴学と事業者の協議となるという理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。



⑦事業契約書案に関する質問		質問箇所							質問内容	回答	
番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙番号			
23	備品の整備・搬入・設置	11			26	5				調整におきましては、協力に要する費用や工程への影響が可能な限り小さくなるよう協議を尽くしていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で協議を行います。
24	工期変更等の場合の費用負担	14			36					本項第2号のみ負担範囲が「全て」とされておりますが、第1号同様「合理的な範囲」に変更いただけますでしょうか。また、ご変更いただけない場合、差異を設ける趣旨をご説明頂きたく存じます。	(1)は施工のノウハウに係る部分まで負担できないため、合理的な範囲としています。 (2)は事業者の裁量で実施するため全てとしています。
25	工期変更等の場合の費用負担について	14	4	5	36	1	(1)			工期変更等の場合の費用負担について、「(1)本学の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な範囲で本学が負担する。」とありますが、合理的な範囲で、資金調達等にかかる追加費用も含むという認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
26	工期変更等の場合の費用負担について	14	4	5	36	1	(3)			工期変更等の場合の費用負担について、「(3)但し、本学の負担は、合理的な範囲に限るものとする。」とありますが、合理的な範囲で、資金調達等にかかる追加費用も含むという認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
27	所有権の移転について (引渡を証する書面)	15	4	6	39	1				引渡し完了した場合、引渡しを証する書面を発行いただけますでしょうか。また、その場合、当該書面の発行にはどの程度の時間を要しますでしょうか。(融資金融機関による融資に際して必要となる書類であることから、引渡予定日当日に交付いただけますようご配慮お願いいたします。)	引き渡し予定日当日に書面で引き渡しを受けた旨の書面を発行予定です。

⑦事業契約書案に関する質問		質問箇所							質問内容	回答
番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙番号		
28	本施設の引渡遅延による費用負担について	15	4	6	40	1			本施設の引渡し遅延による費用負担について、「本学の責めに帰すべき事由又は不可抗力により本施設の引渡しが遅延した場合、本学は、当該遅延に伴い事業者が負担した合理的な追加費用に相当する金額を負担する」とありますが、合理的な範囲で、資金調達等にかかる追加費用も含むという認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
29	本施設及び本館の修繕	23			72	3			本項ただし書の「また」以降に関し、別紙9のは不可抗力に関するものでありますところ、事業者が別紙9に定める範囲で費用を負担するのは、損傷が不可抗力による場合に限られる(損傷が貴学の責に帰すべき事由による場合は除かれる)との理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
30	レンタルラボ・オフィス部分の規格・運営業務	23			73	2			「運営業務を行わなければならない。」は「運営業務を行わなければならない。」の誤記と思料いたします。	「運営業務を行わなければならない。」を正とします。
31	出来高の範囲	30	11	2	101	1			引渡前の施設に関する解除の効力について、「当該施設の出来高部分(解体工事ならびに設計図書が出来高部分を含む。以下同じ。)」とありますが、出来高部分には、出来高を構築する上で必要であった費用(事前調査費、会社経費、資金調達費用等)も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
32	引渡し前の施設に関する解除の効力について(合格部分の買取りを行なった場合の費用負担)	30	11	2	101	4			合格部分の買取りを行わなかった場合の費用負担について、「この場合、本学がその費用及び解除までに事業者が要した費用を負担するものとする」とありますが、合理的な範囲で、資金調達等にかかる費用も含むという認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。

⑦事業契約書案に関する質問		質問箇所							質問内容	回答	
番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙番号			
33	引渡し前の施設に関する解除の効力	31			101	4				特に解除が第99条又は第100条による場合において、本項のいう「解除までに事業者が要した費用」には、実費のみならず少なくとも合格部分の利益相当分は含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	実費相当分に限りませす。
34	違約金	31	11	2	104	1	(2)			第10条第2項において、「前項の履行保証契約の保険金額は、施設整備費相当額(但し、本項において、金利支払額を含まず、消費税を含むものとする。)の100分の30以上とし、有効期間は施設整備期間とする。」との規定がありますが、第104条第2項における「当該解体施設の施設整備費相当額」も施設整備費相当額に含め、履行保証保険の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
35	引渡し後の解除の効力	32			103	3				「第112条又は第116条」は「第111条又は第115条」の誤記と思料いたします。	「第111条又は第115条」を正とします。
36	違約金等	32			104	1	3			引渡し後の契約の解除について、「年間の維持管理費相当額(但し、本項においては、いずれも消費税を含むものとする。)の100分の20に相当する額。」とありますが、事業契約解除年度の維持管理費相当額の100分の10に相当する額にご変更いただけないでしょうか。(融資金融機関は、SPCに対して違約金相当額の資金積立を要求するため、コスト(提案価格)増加の要因となります。)	原案どおりとします。
37	違約金等	33			104					3項が2つあり、これに伴い4項以降に項ずれが生じております。	2つ目の3項を4項とし、以降4項を5項、5項を6項、6項を7項、を正とします。

⑦事業契約書案に関する質問		質問箇所							質問内容	回答	
番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙番号			-
38	協議及び追加費用の負担	35	13		110	2				「別紙120に記載する負担割合によるものとする。」とありますが、別紙10であるとの認識でよろしいでしょうか。	別紙10を正とします。
39	協議及び追加費用の負担	35	13		110	1				貴学が負担する追加費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
40	秘密保持	37			120					設計企業等(構成企業にあたらないうがグループには含まれる企業)への開示についても予め貴学の同意が必要となりますでしょうか。	グループに含まれる企業として事業者提案に明記された企業に対する開示は、本事業の遂行に必要な範囲に限り、予め同意します。
41	協議及び追加費用の負担	36	14		113	1				貴学が負担する損害及び追加費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
42	サービス対価の減額	55							12	モニタリングによるサービス対価の減額は、設計・建設業務に係る対価には及ばないとの理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。

⑧民間附帯施設事業に係る契約書案に関する質問		質問箇所							質問内容	回答
番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙番号		
43	事業の定義について	2							「貸付人国立大学法人東北大学(以下「甲」という。)と借受人[事業者／●●:民間附帯施設事業に当たるもの](以下「乙」という。)とは、甲の所有する建物について、以下のとおり使用貸借契約(以下、「本契約」という。)を締結する」とあります。ここでいう事業者はSPCのことを指しますでしょうか、それとも民間附帯施設を営む事業者(構成企業等の個別企業)を指しますでしょうか。 ※第22条に定める違約金負担のリスクがSPCに残らないかを確認することが質問の背景にあります。	民間附帯施設を営む事業者(構成企業等の個別企業)を指します。
44	本件建物部分の引渡し	4			10	1			「乙は、甲に対し」とは、「甲は、乙に対し、」の誤記と思料いたしますが、いかがでしょうか。	「甲は、乙に対し、」が正となります。
45	乙による契約の解除	9			25	3			本項と本条第1項及び第2項の関係につきまして、第3項は第1項の場合とは別の場合における解除について定めたものであり、第1項による解除の申し入れに要件を付加するものではないと理解してよろしいでしょうか。	よろしいです。
46	貸付期間終了後の取り扱い	10			26	4			本項の規定は本条第1項の規定に基づいて(貸付期間の満了によって)本契約が終了した場合に適用されるものであり、貴学の責に帰すべき事由による解除の場合等には適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	大学側の帰責事由による解除の場合、当該解除と相当因果関係のある範囲で本学は事業者が生じた損害を負担します(ただし、逸失利益は賠償しません)。

⑧民間附帯施設事業に係る契約書案に関する質問		質問箇所							質問内容	回答
番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	別紙番号		
47	貸付期間終了後の取り扱い	10			26	5			<p>本件整備費用は期間による算定になじまないかと思料いたしますが、「本契約終了日の翌日から明渡し完了に至るまでの期間に対し、本件整備費用の100分の10相当の使用損害金」を支払うとはどのような趣旨かご教示いただきたく存じます。</p>	<p>本契約の終了後、遅滞なく本件建物部分を返還いただき、本学が円滑に本件建物部分を利活用できるよう意図したものです。</p>
48	有益費等の放棄	10			27				<p>賃貸借の終了時に請求がなされる有益費と異なり、都度請求の対象となる必要費は契約終了時に関する規定である本条になじまないかと思料いたします。つきましては、「必要費及び」の文言につき、削除のご検討をお願い申し上げます。</p>	<p>甲に請求することができないとするだけであり、特に問題ないと思われますので、原案どおりとします。</p>

⑨その他に関する質問		質問箇所							質問内容	回答	
番号	質問項目	-	-	-	-	-	-	-			
49	【入札説明書等に関する質問回答(第1回)】 土壌汚染調査・対策	15							No 12 2	「土壌汚染調査及び汚染がある場合の対策工事の費用負担は事業者負担」とのご回答ですが、入札説明書等に明示されていた事実と異なるもので、汚染土が出土した場合の対策工事の負担先については、協議とさせていただけないでしょうか。	原則として事業者負担とします。 ただし、説明書等に提示している内容や条件等と著しく異なり、大幅なコスト増など本事業の実施に大きな影響がある場合は、協議するものとします。 なお、予定事業費には提示している土壌汚染調査結果報告書(土壌汚染状況調査計画書(案)、地歴調査業務報告書)を参考に汚染土処分として500m <sup>3</sup> を見込んでいます。
50	【入札説明書等に関する質問回答(第1回)】 アスベスト調査	15							No 12 3	「アスベスト詳細調査及び除去工事の費用負担は事業者負担」とのご回答ですが、入札説明書等に明示されていた事実と異なるもので、アスベストが発出した場合の除去工事の負担先については、協議とさせていただけないでしょうか。	原則として事業者負担とします。 ただし、説明書等に提示している内容や条件等と著しく異なり、大幅なコスト増など本事業の実施に大きな影響がある場合は、協議するものとします。 なお、予定事業費には提示しているアスベスト含有調査結果を参考にアスベスト処分として見込んでいます。
51	【追加資料7】旧2号館追加図面	17								㊦教室、実験室の構造図面が見当たりません。配布いただけないでしょうか。	当該図面はございません。

個別対話に関する質問			
番号	質問項目	質問内容	回答
52	発電機・キュービクル	本館にならって、発電機とキュービクルを屋外型にしてもよろしいでしょうか。	提案によります。
53	連絡通路	本館との連絡通路(2階または3階)は、主にどの部屋とどの部屋の行き来のために設ける計画ですか？1階の渡り廊下による接続のみでは不可でしょうか。	本館及び新2号館の利用者の往来を目的としたもので、特定の室の往来は想定していません。 1階での渡り廊下による接続を含め、要求水準書のとおり、提案によるものとします。
54	柱頭免震	質問回答(1回目)に柱頭免震に関する項目がありますが、柱頭免震の場合、点検期間中に1階フロア全体を閉鎖する可能性が出てきます。1階の閉鎖対応または一時休館対応は可能でしょうか。	点検について、事前に日程調整を行い実施することは可能です。ただし、フロアの閉鎖等については本学との協議が必要となります。
55	総事業費	昨今の建設資材高騰、世界経済の先行き不透明感を鑑みますと、総事業費41.7億円(税抜)では不足であると考えます。貴大学のご見解をお聞かせ頂けないでしょうか。	総事業費については、要求水準書で示しているとおりで
56	電気設備4	自家発電設備に記載ございます、「停電が不可能な研究設備」につきまして、具体的にご教授頂きたく存じます。(要求水準P34 ⑥)	「停電が不可能な研究設備」については実施設計時に示します。要求水準書を満たす自家発電設備を整備して下さい。
57	要求水準(別表1)面積上限	要求水準(別表1)の条件に準じると、要求面積で納めることが厳しい場合、面積上限+5%の範囲を超えてもよろしいでしょうか。例)技術職員室24.5㎡(一般的な事務室、定員7名)など	原則として要求水準書のとおりとしますが、要求面積で納めることが厳しい場合は、設計業務時に調整するものとします。
58	太陽光パネル	本提案で太陽光パネルを設置しない場合、太陽光パネルの設備基礎を設けないでよろしいでしょうか。	将来用として、太陽光パネル等設置用の設備基礎を設けてください。
59	受変電設備	受変電設備において、力率改善用コンデンサは不要と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
60	屋内キュービクルの遮断器	本建屋内キュービクルには将来用の遮断器は不要と考えてよろしいでしょうか。屋外キュービクルに将来用遮断器を設置予定。	よろしいです。
61	火災移報信号	火災移報信号は火災代表信号のみとしてよろしいでしょうか。	よろしいです。



個別対話に関する質問			
番号	質問項目	質問内容	回答
62	拡声用リモートマイク	拡声用リモートマイクの設置は不要と考えていますがよろしいでしょうか。	よろしいです。
63	(資料16)工事区分表	(資料16)工事区分表 LAN(機器、配線、無線LAN含む)、入退室管理、監視カメラは別途工事と考えていますがよろしいでしょうか。	よろしいです。(機器類、二次側配線は別途とします。)
64	ブレーカー、ケーブルサイズ	現在電源を供給している既設体育館及び仮設校舎A-2へ電源を供給している電灯・動力各々のブレーカーサイズとケーブルサイズをご教示頂きたく存じます。	体育館:電灯 250A CVT150sq 動力 100A CVT38sq 仮設校舎:電灯 300A CET200sq 動力 400A CET150sq×2 となります。
65	保守メンテナンス実施企業の連絡先	電気通信研究所 本館の中央監視設備、計量・検針設備、非常業務放送設備、自動火災報知設備における保守・メンテナンスを実施している会社名及び担当者の連絡先をご教示頂きたく存じます。	実施設計時に対応します。
66	発電機	屋上発電機の燃料小出槽への給油はポリタンクによる給油としてよろしいでしょうか。	1階に給油口を設け、屋上まで給油できるものとします。
67	災害時の必要な設備・諸室 (BCP対応について)	災害時に必要とする設備や対応すべき部屋等がございましたらご教示頂きたく存じます。	要求水準書に示すもの以外は事業者提案によります。
68	現在のメンテナンス業者	自動制御設備、特殊ガス、実験排水除害処理設備、消火設備の現在のメンテナンス業者についてご教示頂きたく存じます。	実施設計時に対応します。
69	要求水準P38 機械設備	以下の通り変更いただけないでしょうか。(機械設備) 【要求水準】P38 ③換気設備 ア c ・利用人員による換気量(30m <sup>3</sup> /h・人)及び～ 【変更後】換気量(20m <sup>3</sup> /h・人)	コロナ対策を考慮したうえで30m <sup>3</sup> /hとしているので変更は不可とします。
70	要求水準P39 機械設備	以下の通り変更いただけないでしょうか。(機械設備) 【要求水準】P39 ⑦給水設備 イ a ・供給系統は市水(飲料水)、雑用水(市水・井水)の2系統 【変更後】雑用水系統を取りやめる。	変更は不可とします。

個別対話に関する質問			
番号	質問項目	質問内容	回答
71	要求水準P39 機械設備	以下の通り変更いただけないでしょうか。(機械設備) 【要求水準】P39 ⑦給水設備 イ d ・市水、雑用水ともに受水槽は2槽式とする 【変更後】単位給水量: 85L/日⇒生徒定員55L/日 (設計基準書は仙台市指針)	変更は不可とします。給水量については実施設計時に関係諸官庁と打合せのうえ協議とします。
72	要求水準P39 機械設備	以下の通り変更いただけないでしょうか。(機械設備) 【要求水準】P39 ⑦給水設備 イ f ・実験室は、1ユニットに3箇所程度、ステンレス製床バンネを設置し、バンネ内に将来用バルブ20Aを設置すること。 【変更後】⇒1,2箇所へ変更。	変更は不可とします。
73	要求水準P39 機械設備	以下の通り変更いただけないでしょうか。(機械設備) 【要求水準】P39 ⑧排水設備 ア a ・排水の種類は、一般排水(汚水)、一般排水(雑排水)～ 【変更後】合流方式とする。	変更は不可とします。
74	要求水準P39 機械設備	以下の通り変更いただけないでしょうか。(機械設備) 【要求水準】P39 ⑧排水設備 イ b ・実験室には、1ユニットに3か所、ステンレス製床バンネを設置し、バンネ内に予備排水口50A。 【変更後】⇒1,2箇所へ変更。	変更は不可とします。
75	要求水準P53 (10)用語の定義	要求水準書P53(10)用語の定義 補修・修繕、更新等の修繕業務を実施する上で、示された定義だけでは業務内容を理解するのは困難であるため、具体的な参考例として旧2号館の修繕実績をご教示いただけないでしょうか。修繕実績においては、大規模修繕と修繕・更新に分けてお示し頂けると幸いです。	要求水準書のとおりとします。 なお、旧2号館は取り壊し予定の建物であるため大規模修繕は行っていません。
76	質問回答(1回目)番号103	質問回答(1回目)番号103 既存建物で現在実施されている業務ですが、要求水準上明らかになっていないものがある場合、これまでの管理水準を維持出来ない懸念が生じます。そこで、管理水準維持のために、現在貴学から入札で発注している①「管理業務仕様書」及び②「報告書類(受注業者から貴学に提出されているもの)」を開示頂けないでしょうか。または、データ供与が難しい場合、閲覧の機会を与えて頂けないでしょうか。	要求水準書に示している水準を満たす管理を提案してください。

個別対話に関する質問			
番号	質問項目	質問内容	回答
77	質問回答(1回目)番号157	<p>質問回答(1回目)番号157 本館の施錠及び開錠業務の時間帯が以下の通り示されました。 「1階資料展示室8:00開錠、20:00施錠 1階兼務教員室7:30開錠、20:00施錠 1階オープンセミナー室7:30開錠 5階名誉教授室8:00開錠、20:00施錠」 現状、これらの施錠・開錠は、警備服を着用した警備員が実施しているのでしょうか。PFI事業者の提案によっては、常駐設備員にて実施することも可能でしょうか。また、オープンセミナー室の開錠は示されましたが、施錠は20時でしょうか。 また、示された開錠から施錠までの間の時間に警備員の配置が必要という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>現状、施開錠は警備服を着用した警備員が実施していますが、警備員の常駐を求めていますので施開錠の実施者は提案によります。 なお、オープンセミナー室の施錠は使用者が行うものとなります。</p>
78	質問回答(1回目)番号196	<p>質問回答(1回目)番号196 「停電作業は原則土日祝日の日中時間帯に1日で行うものとします」とあります。この他にも、研究等に支障が出るような点検・清掃作業ごとに、実施条件(曜日・時間帯)の指定がある場合はご教示ください。曜日・時間帯によって費用が異なるため、応札段階で指定してもらう必要があると考えます。</p>	<p>個別の点検・清掃業務は提案によるものであり、実施条件の指定はしていません。教育や研究等に支障があるとされるような作業がある場合は、実施日程を事前に調整する等の協議をします。 なお、停電作業は年1回の計画停電時に実施することが可能です。</p>
79	質問回答(1回目)番号7	<p>質問回答(1回目)番号7 「窓ガラス清掃は数年に一度等の頻度とし」と記載されておりました。この内容は、現行の清掃水準・品質を基にした回答かと思われまます。この他にも、現行の管理水準・品質を基に仕様構築したほうが良いと好ましいもの(点検頻度、清掃頻度、要員配置体制など)があれば共有頂けないでしょうか。</p>	<p>原則、要求水準書によることとし、その他は提案によります。</p>
80	質問回答(1回目)番号137	<p>質問回答(1回目)番号137 「維持管理業務で使用することを目的とした管理室で使用する光熱水費は事業者の負担とします。」とあります。一方で、要求水準書30頁8行目には、管理室使用は無償とあります。一般的に管理室で発生するの光熱水費はあくまで維持管理業務の一環として使用するものであることから、管理室で使用する光熱水費を事業者負担から外していただけないでしょうか。</p>	<p>要求水準書のとおり、光熱水費等は事業者の負担とします。</p>
81	要求水準P33 サ 制御監視	<p>要求水準P33 サ 制御監視 既存システム業者と協議すること、と記載ございますので、既存システム業者のご担当者様のご連絡先をご教授頂きたく存じます。</p>	<p>実施設計時に対応します。</p>

個別対話に関する質問			
番号	質問項目	質問内容	回答
82	要求水準P39 4)②ク	要求水準書 P.37 4)②ク 「研究・実験装置等の機器発熱」の記載がございますので、空調機能力へ考慮するため発熱する機器の資料等をご教示頂きたく存じます。(※別表1に記載がない機器について)	具体的な機器については実施設計時に示すものとします。
83	共通ラボの配管・ダクトについて	要求水準書P22.⑩イに「耐薬製品のある床」と記載がございますが、機械設備に関わる配管やダクトの仕様について、特殊な仕様は無いと考えて宜しいでしょうか。	具体的な仕様については実施設計時に示すものとします。
84	空調設備について	要求水準書P37 4)②クに「研究・実験装置等の危機発熱」の記載がございますので、空調機能力へ考慮するため発熱する機器の資料等をご教示願います。 ※別表1に記載がない機器について	具体的な機器については実施設計時に示すものとします。
85	空調設備について	空調機器室外機の設置スペースは全て屋上と考えて宜しいでしょうか。	設置スペースは事業者の提案によります。
86	空調設備について	要求水準書P38 4)②ケに記載の通り外調機を設置できるよう屋上へ基礎のみを設置するという認識で宜しいでしょうか。	ドラフトチャンバーを設置する部屋の外調機設置は本事業で行います。また、将来のドラフトチャンバー設置予定場所については基礎を設置することとします。
87	換気設備について	要求水準書P38 4)③アにドラフトチャンバーの排気とありますが、想定する風量についてご教示願います。	具体的な仕様については実施設計時に示すものとします。
88	給水設備について	要求水準書P39 4)⑦イbに記載の受水槽設置スペースは、工場棟の男子更衣室側の屋外と考えて宜しいでしょうか。	質問回答(1回目)No.113「スペース等の確保について」の回答のとおりです。
89	排水設備について	要求水準書P40 4)⑧イaに記載の東北大学環境保全センターで定める処理ルールについてご教示願います。	安全衛生管理指針の抜粋を提供します。
90	実験用冷却水設備について	要求水準書P41 4)⑬アに機器設置スペースについて別途工事業者との調整を行い、計画へ反映することと記載がございますので、実験用冷却水供給工事業者をご紹介頂けますでしょうか。	実施設計時に対応します。

個別対話に関する質問			
番号	質問項目	質問内容	回答
91	発電機容量について	<p>要求水準書P34 ⑥ウに記載の有る長時間運転対応型(72時間運転可能)の発電機を採用すれば運転可能時間自体は72時間以下となっても良いという判断で宜しいでしょうか。</p> <p>【補足】            要求水準書P34 ⑥自家発電設備            ウ 長時間運転対応型(72時間運転可能)とすること。            エ 燃料備蓄: 燃料小出槽950リットル程度とすること。            カ 燃料消費量: 50リットル/時間未満とすること。            →万が一「質疑46」のご回答より必要発電機容量が「200KVA」となった場合、「長時間運転対応型」の機器を選定したとしても、燃料備蓄量と燃料消費量の都合から、「19時間程度」の運転時間しか確保できない状況となります。</p>	<p>提示した条件で長時間運転対応型(72時間運転可能)の発電機を整備することとします。詳細は実施設計時に示します。</p>
92	発電機電源	<p>発電機設備が必要となる研究設備は別表1の各室の要求水準より下記の通りで宜しいでしょうか。</p> <p>001.評価部・安管室 照明・コンセント            004.結晶加工室 空調機            005.X線室1 装置、空調機(出来れば装置の電気容量を知りたい)            006.X線室2 装置、空調機(出来れば装置の電気容量を知りたい)            007.電子顕微鏡室 装置、空調機(出来れば装置の電気容量を知りたい)            001.コワーキングスペース コンセント            構内情報設備機器、共用部非常用コンセント            (消火設備は非常用電源専用受電設備より電源供給、防災設備機器はバッテリーにて電源供給)</p>	<p>実施設計時に対応します。</p>
93	太陽光発電設備について	<p>要求水準P28 4)②に記載の通り将来太陽光発電設備などを設置できるよう基礎のみを設置するという考えで宜しいでしょうか。(別表1 P17 コワーキングスペースの室機能欄に太陽光パネルを屋上に設置し室内に採光を行いたいとの記載あり)</p>	<p>よろしいです。            要求水準書P42(4)3)の創エネの提案を期待します。</p>
94	協力依頼について	<p>照明計画や弱电設備の計画についてメーカーの協力を得て進めたいのですが、秘密保持契約を結べば協力依頼をしても宜しいでしょうか。また、依頼メーカーについての要望等はございますか。(弱电設備については既設電気通信研究所本館に採用されているメーカーに合わせたいと考えております。)</p>	<p>よろしいです。            メーカーについて、要望はありません。</p>
95	資料16工事区分表について	<p>区分用に記載の有る入退室管理設備・電気錠・監視カメラ設備は事業対象外との記載がございしますが、配管配線を含めて事業対象外と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>入退室管理設備・監視カメラ設備は事業対象外とし、一次側の配管・導入線は事業対象とします。            電気錠は配管・導入線を含め、事業対象とします。</p>

個別対話に関する質問			
番号	質問項目	質問内容	回答
96	ノード設備の移転業務について	資料30 ノード設備の移転業務の実施条件補足資料によると、構築・保守においてもNTT東日本しか携われないようであるため、参加申請～事業契約までの間にSPCとNTTとの間で直接契約となるよう変更させていただけないでしょうか。	入札説明書に記載しているとおり、第三者への業務委託については、合理的な理由がある場合、本学の承諾を得たうえで委託することができます。
97	生命科学プロジェクト総合研究棟の図面	追加参考資料として、生命科学プロジェクト総合研究棟の平面図、断面図を公開して頂けないでしょうか。	必要に応じて実施設計時に提示します。
98	要求水準とは異なる提案	コストダウンを図るため、各諸室の性能を担保した上で、要求水準の仕様とは異なる提案を行ってもよろしいでしょうか。 (提案例) ・天井上げの変更の提案 ・必要天井高さ、設備ルートを確認した上で、参考図とは異なる階高の提案 ・電気室、発電機室、受水槽室の屋外設置の提案 ・廊下等の共用部を最小限にして、要求水準面積9160㎡を下回る提案 (上記いずれかでも許容できるものがございましたらご教示願います)	要求水準書を下回る提案は不可とします。
99	自然排煙設備	既存本館について、用途が「大学」とのことですが、排煙設備が設置されていないと理解してよろしいでしょうか。	よろしいです。
100	実験室の排気装置の制御方法	要求水準書に「実験室の排気装置の制御方法は、排気量と同じ量の外気を自動的に給気するシステムにより各室内の静圧を常に一定に保つこと。また、実験用排気装置の排気相当分の外気導入については、温湿度及び陰陽圧の調整を行うこと。」と、記載がありますが、局所排気装置用ファンは事業対象外なので、制御及び温湿度及び陰陽圧の調整を行うことは難しいかと思えます。ダクトルート、制御装置スペースを確保するという認識で宜しいでしょうか。	排気設備は事業対象外となりますが、制御及び温湿度及び陰陽圧の調整を行えるよう給気設備を整備することとします。
101	空調範囲	居室ではない、廊下などの空調を行わないということを考えてもよろしいでしょうか。	提案によります。
102	設備仕様	機器や設備仕様を国交省仕様では無く、民間仕様(メーカー仕様など)の仕様でも宜しいでしょうか。	要求水準書P9 同等以上の機能及び性能を有すると本学が認めた場合は、適用基準等によらないことができるものとします。
103	交流とセキュリティ	通研、生命科学、レンタルラボの異なる分野の、積極的な交流を促すために、要求水準とは異なるセキュリティラインの提案をしてもよろしいでしょうか。	要求水準のセキュリティラインを確保したうえで、積極的な交流を促すための提案は可とします。

個別対話に関する質問			
番号	質問項目	質問内容	回答
104	空調設備点検	本館では150を超える空調設備が設置されていますが、室内に入室しての点検についてはどのように運用されているのかご教授ください。研究等に支障がでないよう留意したいとの趣旨でのお尋ねです。	点検については、事前に日程調整を行い実施しています。
105	電気設備の点検	毎年の停電検査は夜間帯に実施されていますでしょうか。夜間も稼働している研究用の設備があると思いますが、予備電源等の持ち込みにより対応されているのでしょうか。	例年は、片平キャンパスの計画停電日の日中に実施しています。本館は自家発電設備があるので、電源が必要な機器は自家発電設備の回路を使用して対応しています。新2号館も同様の対応を想定しています。
106	レンタルラボ・オフィスの退去時の対応	入居時に模様替え等をした際は退去時には現状復旧が原則となると思いますが、復旧費用の一部を事前に預かることは可能でしょうか(敷金のイメージ)。また、現状回復がなされた旨の最終確認は貴学が行われる想定でしょうか。	復旧費用の事前預かりについては、提案及び本学との協議によります。現状復旧工事等の実施は事業者の業務としていますので実施確認については事業者で行うものと想定しています。
107	事前調査業務	施設整備業務の一環として「事前調査業務」がございますが、いずれ事前調査についても事業者確定後での業務になると思います。質疑No.2で回答頂いてますように既知の情報に基づく措置は別としても、事業者確定後に実際に調査せねば判明しないものは、現状判断出来ず、措置費用も見込むことが出来ません。質疑回答No.122、123の回答で詳細調査や措置費用が「事業者負担」とございますが、事前の調査業務費用は見込むとしても、詳細調査および措置については大学の費用負担との考えで宜しかったですでしょうか。	原則として事業者負担とします。ただし、説明書等に提示している内容や条件等と著しく異なり、大幅なコスト増など本事業の実施に大きな影響がある場合は、協議するものとします。なお、予定事業費には提示している土壌汚染調査結果報告書(土壌汚染状況調査計画書(案)、地歴調査業務報告書)を参考に汚染土処分として500m <sup>3</sup> を見込んでいます。
108	車両の出入り	計画地への車両の出入りは、西門と本館(1号館)北側中央ゲートからと考えますが、支障ありませんでしょうか。	よろしいです。